



平成 16 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社 D T S
代表者名 代表取締役社長 赤羽根 靖隆
(コード番号 9682 東証第 1 部)
問合せ先 総務部長 尾崎 実
(電話番号 03 - 3437 - 5488)

ストック・オプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 5 月 18 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、以下の要領により、ストック・オプションを目的とした新株予約権の発行に関する議案を、平成 16 年 6 月 25 日開催予定の当社第 32 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲と一層の士気向上を図り、株主の皆様を重視した経営を推進することを目的とし、下記「新株予約権発行の要領」に記載のとおり、当社の取締役、監査役、執行役員および従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 115,000 株を上限とする。

なお、下記(2)により付与株式数(以下に定義する)が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(2) 発行する新株予約権の総数

1,150 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という)は 100 株とする。

ただし、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、発行日に先立つ45取引日目に始まる30日取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含む。以下、「終値」という）の平均値（終値のない日の日数を除く）に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、発行日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権の行使可能期間

平成16年6月26日から平成26年6月24日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、本新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員であることを要するものとする。

新株予約権者の相続人による行使はできないものとする。

その他行使の条件については、当社第 32 回定時株主総会決議および当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却事由および条件

上記(6)に定める行使の条件を充たさず、新株予約権を行使できないこととなった場合、当該新株予約権を無償で消却することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

(注) 上記内容は、平成 16 年 6 月 25 日開催予定の当社第 32 回定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以 上